

一般社団法人長野県農業会議 第19回常設審議委員会の概要

平成29年10月13日（金）に長野市「JA長野県ビル」において、第19回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

- 1 農地法に基づく審議（資料①、②）
 - （1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。
 - （2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。
- 2 協議事項
 - （1）平成30年度一般社団法人長野県農業会議会費（案）について
 - （2）第2回長野県農業委員大会について
 - （3）平成29年度農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針（案）について

※協議事項については、すべて原案どおり決定しました。
- 3 報告事項
農業経営収入保険制度の普及推進について
- 4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議 総務・情報部 （部長）中島健貴 （次長）土屋剛志 電 話：026（234）6871 FAX：026（235）2454 Eメール： 24nakaji@nca.or.jp

一般社団法人 長野県農業会議 第19回 常設審議委員会 出席者名簿

期日 平成29年10月13日(金)

場所 長野市「JA長野県ビル12A会議室」

■常設審議委員 在籍者 29人、出席者 25人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○	(副会長) 1 市川 覚 ○
常設審議委員	2 荻原 勝己 ○	3 柴崎 義和 ○	4 堀 浩 ○
	5 堺澤 豊	6 本田 武司 ○	7 長渕 充章 ○
	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○	11 荒井 忠男 ○
	12 神林 利彦 ○	13 小島 誠 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇 ○	17 井上 弘之
	18 豊田 実 ○	19 神農 佳人	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦 ○	22 春日 十三男○	24 小林 哲男 ○
	25 平林 明人	26 古沢 明子 ○	27 相澤 繰子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県	県農政部農業政策課 吉池健 課長補佐兼農地調整係長、小林健次 課長補佐兼農業団体・共済係長、浜めぐ実 主事 県農政部農村振興課 村山一善 課長補佐兼地域営農係長		
事務局	小林文彦事務局長(前掲)、鮎沢甲一郎 参事兼部長、川井清司 参事、中島健貴 部長、佐藤源彦 部長、 森住浩光 部長代理、神林公雄 部長代理、山際義人 次長、土屋剛志 次長兼係長 松田美夏 主事、深瀬拓巳 主事、北澤省吾 農地相談員、 倉田幸代 全国農業新聞・図書支局主事		

一般社団法人長野県農業会議 第19回常設審議委員会 次第

日時 平成29年10月13日(金) 13:30～
場所 長野市・JA長野県ビル12A会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

(1) 平成30年度一般社団法人長野県農業会議会費(案)について

(2) 第2回長野県農業委員会大会について

(3) 平成29年度農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針
(案)について

8 報告事項

農業経営収入保険制度の普及推進について

9 その他

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成29年9月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報関係

9月15日	常設審議委員会	(長野市)
9月25～27日	全国農業新聞普及巡回	(11市町村)
10月4～5日	全国農業新聞普及巡回	(8市町村)

(2) 農政・農地関係

9月15日	第2回県農業委員会大会「第2回運営委員会」	(長野市)
9月15日	県農政部との意見交換会	(長野市)
9月19日	人・農地プラン県モデル打合せ	(高山村)
9月20日	農地情報公開システム操作研修会	(安曇野市)
9月22日	農業委員会巡回相談会	(飯山市、栄村)
9月26日	農業委員会巡回相談会	(伊那市)
10月 3日	農業委員会巡回相談会	(坂城町、千曲市、長野市)
10月 5日	県農地情報管理センター運営委員会	(長野市)
10月10日	地区常設審議委員会	(佐久市、伊那市、松本市、長野市)
10月12日	農業委員会巡回相談会	(茅野市、岡谷市、下諏訪町)

(3) 担い手・経営・農業者年金関係

9月19～26日	農の雇用現地確認	(17経営体)
9月21日	農業者年金加入推進特別研修会	(松本市)

2 組織関連の会議

9月22日	下伊那北部ブロック農業委員会研修会
9月26日	上伊那農業委員会事務研究部会研修会
9月27日	全国農業会議所第397回理事会
10月2～3日	全国農業委員会職員協議会中日本ブロック現地研究会

3 その他の会議

9月16日	新農業人フェア名古屋
9月19日	高病原性鳥インフルエンザを考えるシンポジウム
9月20日	農業収入保険制度関係機関連絡会議
9月21日	「食といのちとくらしを守るネットワーク」設立式典
9月25日	堀内巳次氏お別れの会
9月25～28日	フラワートライアルジャパン2017秋
9月27日	公社事業推進会議
9月28日	県農業法人協会理事会
10月 4日	高病原性鳥インフルエンザ防疫演習
10月 4日	松川町経営継承等説明会
10月 8日	新農業人フェア広島
10月12日	農林年金連絡協議会平成29年度通常総会

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年10月)

地区名	市町村数	件 数	面 積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
東 信	1	2	0.00	718.33	718.33	
佐 久	1	2		718.33	718.33	
上 小					0.00	
南 信	3	5	1,000.75	5,440.00	6,440.75	
諏 訪	1	2	1,000.75	36.00	1,036.75	
上伊那	1	2		1,316.00	1,316.00	
飯 伊	1	1		4,088.00	4,088.00	
中 信	2	4	0.00	891.96	891.96	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	2	4		891.96	891.96	
北安曇					0.00	
北 信	2	3	442.00	325.00	767.00	
長 野 須 高	2	3	442.00	325.00	767.00	
北信州					0.00	
合 計	8	14	1,442.75	7,375.29	8,818.04	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年10月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	5	26	3,358.62	13,437.61	16,796.23	
佐 久	3	10	210.00	4,373.61	4,583.61	
上 小	2	16	3,148.62	9,064.00	12,212.62	
南 信	9	25	18,759.00	8,756.00	27,515.00	
諏 訪	2	4	279.00	4,107.00	4,386.00	
上伊那	4	18	18,480.00	3,812.00	22,292.00	
飯 伊	3	3		837.00	837.00	
中 信	6	16	37,689.00	10,062.00	47,751.00	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	4	12	29,568.00	9,838.00	39,406.00	
北安曇	2	4	8,121.00	224.00	8,345.00	
北 信	7	9	1,330.77 1,083.00	5,169.00 5,416.77	6,499.77	
長 野 須 高	6	8	1,330.77 1,083.00	5,237.00 5,278.77	6,361.77	
北信州	1	1		138.00	138.00	
合 計	27	76	66,137.39 60,889.62	97,838.61 37,672.38	98,562.00	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

平成30年度（一社）長野県農業会議会費の考え方（案）について

平成29年10月13日

第19回常設審議委員会

1 農業委員会協議会からの会費

平成29年度と同額（据置き）でお願いしたい。

（1）均等割は、1市町村あたり1万円の定額とする。

（2）農家戸数割、耕地面積割の総額、及び協議会ごとの額は、平成29年度と同額（据置き）とする。

2 農業委員会協議会以外の普通会員（団体会員）からの会費

平成29年度と同額（据置き）とし、各団体に協力を依頼する。

【考え方】

（1） 28年4月の農業委員会法の大幅改正への適正な事務対応と活動実施のため、農業会議としてきめ細かな支援対策を行うため、29年度の会費依頼にあたって、新体制に市町村の移行が終了し定着するまでの3年間は、原則として、このサポート対応のため、会費の据置きをお願いしている。

（2） 農水省の最重要指標となっている農地集積8割の目標に向け、農業委員会の活動がカギとなっていて、国は現在も細かな点まで活動強化を求めている。

全国の多くの委員会が新体制に移行したこととなる30年度は、この動きはさらに強まることが予想される。

さらに、中間管理機構との連携強化に関し、JA、土地改良事業団体等も含め、関係機関団体と県レベルで調整し、現場で動きやすい体制づくりをリードする必要がでてきている。

このため、新体制の活動を早期に軌道に乗せるとともに、これから新体制となる市町村農業委員会への適確な情報提供等、農業委員会ネットワーク機構として諸研修、情報提供、活動提案等サポート活動をさらに充実させたい。

（3）以上から、農業委員会の業務の増加に対応し、サポート活動を引き続き充実するため、前年同額（据置き）でお願いしたい。

（＊）29年度、特に取組んだ事項

- ・新体制への適正な事務処理の情報提供、・新たな役割を周知するための広報誌の創刊（年4回）、・説明補助資料の作成と配布、・新規の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する研修会の開催、・遊休農地対策を適正に進めるための研修会の開催、・全国や県内の農業委員会の動向、事例の紹介、・最適化を進める関係機関・団体との円滑な連携体制づくり

農業委員会協議会別の平成30年度農業会議会費（案）について

平成29年10月13日

協議会	平成29年度会費 (A)	平成30年度会費（案） (B)	増減額 (A)－(B)
佐 久	1,717,000円	1,717,000円	0円
上 小	954,000円	954,000円	0円
諏 訪	660,000円	660,000円	0円
上 伊 那	1,162,000円	1,162,000円	0円
飯 伊	1,096,000円	1,096,000円	0円
木 曾 地 方	227,000円	227,000円	0円
松 塩 筑 安 曇	2,079,000円	2,079,000円	0円
北 安 曇 地 区	576,000円	576,000円	0円
須 高 地 区	372,000円	372,000円	0円
長 野	1,712,000円	1,712,000円	0円
北 信 州	891,000円	891,000円	0円
合 計	11,446,000円	11,446,000円	0円

第2回 長野県農業委員会大会次第（案）

日時：平成29年11月7日（火）13:00～16:30

場所：長野市「ホクト文化会館 大ホール」

◆第1部【表彰・要請決議等】

- 1 開 会
- 2 農業委員会憲章唱和
- 3 主催者代表あいさつ
- 4 表 彰
 - (1) 平成29年度 農業委員功績者表彰
 - (2) 平成28年度 農業者年金加入推進活動功労者表彰
 - (3) 平成28年度 情報活動功労者及び優秀農業委員会表彰
- 5 来 賓 祝 辞
(県知事、県議会議長、JA長野中央会会長、長野市長、全国農業会議所会長、国会議員)
- 6 大会運営委員会報告
- 7 議 長 選 任
- 8 第1回大会決議処理経過報告
- 9 協 議
第1号議案 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（案）
- 10 議 長 退 任

◆第2部【農地中間管理事業の推進に向けた関係機関との連携促進会議】

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針について
- 4 閉 会

◆第3部【実践事例報告等】

- 1 実 践 事 例 報 告
 - (1) 人・農地プランの話し合いと日頃の地域活動が功を奏した農地集積
報告者 箕輪町農業委員 鈴木健二 氏
 - (2) ワインぶどうを導入した遊休農地の再生活動（仮称）
報告者 安曇野市農業委員 明科地域長 池上洋助 氏
- 2 大 会 宣 言
- 3 ガンバロー三唱
- 4 閉 会

(平成 29 年 10 月 12 日時点)

第 2 回長野県農業委員会大会進行表 (案)

期日：平成 29 年 11 月 7 日 (火)

場所：長野市「ホクト文化ホール 大ホール」

(電話 026-226-0008)

【11:30～大会運営委員会】

- 開 場 (12:00)
- 場内アナウンス (12:45)
- 場内アナウンス (12:55)
- 1ベル (12:55)
- 本ベル (13:00)

◎ 総合司会：古沢明子 (県農業委員会女性協議会長)

【緞帳上げる】

◆第 1 部【表彰・要請決議】

大会次第	担 当	時 間
1 開 会	県農業会議 副会長 板花 守夫	13:00～13:01 (1分)
2 農業委員会憲章唱和	県農業委員会女性協議会 理事 相澤 繰子	13:01～13:05 (4分)
3 主催者代表あいさつ	県農業会議 会長 望月 雄内	13:05～13:10 (5分)
4 表 彰 (1) 平成 29 年度農業委員功績者表彰 (2) 平成 28 年度農業者年金加入推進活動功労者表彰 (3) 平成 28 年度情報活動功労者及び優秀農業委員会表彰		13:10～13:30 (20分)
5 来 賓 祝 辞 (1) 県 知 事 (2) 県議会議長 (3) J A 長野中央会会長 (4) 長野市長 (5) (一社)全国農業会議所会長 (6) 県選出国會議員 (来賓紹介)	阿部 守一 知事 垣内 基良 議長 雨宮 勇 会長 樋口 博 副市長 柚木 茂夫 専務理事 (調整中)	13:30～14:00 (30分)
6 大会運営委員会報告	大会運営委員長 中村 秀人 (県農業委員会協議会長)	14:00～14:03 (3分)
7 議長選任 (候補者)	長野農業委員会協議会 会長 小島 誠	14:03～14:08 (5分)
8 第 1 回大会決議処理経過 報告	長野農業委員会協議会 会長 小島 誠	14:08～14:10 (2分)
	県農業会議 専務理事兼事務局長 小林 文彦	14:10～14:20 (10分)

大会次第	担 当	時 間
9 協 議 第1号議案 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（案）	（提案者） 上小農業委員会協議会 会長 柴崎 義和	14:20～14:35 （15分）
10 議長退任		14:35

【緞帳下げる】（休憩15分）〈ステージ整備〉

【緞帳上げる】（ブザー鳴る）

◆第2部【農地中間管理事業の推進に向けた関係機関との連携促進会議】

1 開 会（進行）	県農業会議 専務理事兼事務局長 小林 文彦	14:50～14:52 （2分）
2 あいさつ	県農政部 北原富裕 部長 国（調整中）	14:52～15:01 （9分）
3 農地中間管理事業の推進 に向けた関係機関の連携に 係る活動方針について	（調整中）	15:01～15:13 （12分）
4 閉 会	県農業会議 専務理事兼事務局長 小林 文彦	15:13～15:15 （2分）

〈ステージ整備〉

◆第3部【実践事例報告等】

1 実践事例報告 （1）人・農地プランの話し 合いと日頃の地域活動が功を 奏した農地集積 （2）ワインぶどうを導入し た遊休農地の再生活動（仮称） 〈ステージ整備、来賓等をステージへ誘導〉	報告者 箕輪町農業委員会 農業委員 鈴木 健二 氏 安曇野市農業委員会 農業委員 明科地域長 池上 洋助 氏	15:20～16:20 （60分）
2 大会宣言	上伊那農業委員会協議会 会長 堺澤 豊	16:24～16:27 （3分）
3 ガンバロー三唱	県農業会議 会長 望月 雄内	16:27～16:29 （2分）
4 閉 会 【緞帳下げる】	県農業会議 副会長 市川 寛	16:29～16:30 （1分）

【第1号議案】

農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議(案)

T P Pの早期発効に向けた11カ国による取組みやE Uとの大枠合意など国際貿易交渉の拡大により、これまで以上に国際競争の時代を迎えており、我が国の農業に幅広く影響を及ぼすことが懸念される。

国内農業は、農業経営体の減少が続く中で、法人化や経営規模の拡大が図られるなど、構造改革は着実に進展しているが、今後さらに競争力を高めるため、政府は「農業競争力強化プログラム」を決定し、その具体化に向けた農業改革関連法案が先の国会で可決・成立するなど、農業の成長産業化に向けた動きを一層加速させている。

このような情勢の中で、農業委員会の必須業務である農地利用の最適化の推進は、地域の共通資源である農地を守り、活かす活動であるとともに、担い手の育成や経営強化につなげるものであり、現場活動を着実に進めるに当たっては、「人・農地プラン」づくりの話し合いを主導したり、農地中間管理機構の一層の活用が求められている。

一方、中山間地域がほとんどを占める長野県においては、立地条件を生かした果樹、野菜等園芸品目を中心に産地形成がなされ、収益性の高い農業が展開されているが、基盤整備や農地集積が進めづらいことや、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進むなど農業構造は脆弱化していることから、他地域以上に将来にわたり農地の受け手を確保し、次世代に継承していくための取組みが重要と考える。

このような状況の中、長野県農業委員会組織は、「意欲ある担い手を確保し、食料自給率向上のための優良農地の確保と集積を進める取組み」や「将来に向けた地域農業のあり方の話し合い活動」を通じて、農業者の期待に応えていくため、その後押しとなる下記事項の実現が図られるよう強く要請する。

記

1 担い手への農地集積・集約化の支援強化について

(1) 中山間地域における担い手への農地集積・集約化への支援強化

担い手への農地集積・集約化の進みづらい中山間地域や果樹・野菜等園芸品目を主体とした地域において、市町村が定める「人・農地プラン」に位置付ける農地の出し手・借り手の掘り起こし活動を加速させるため、担い手の労働力の安定確保や栽培技術の開発、流通の改善等、農業経営規模の拡大しやすい環境整備を促進すること。

(2) 農地中間管理事業の活用による中山間地域の農地集積施策の充実と十分な予算の確保

農地中間管理事業の活用による園芸品目の産地や中山間地域における担い手への農地集積・集約化を促進するための施策の充実及び事務手続きの簡素化を図るとともに、長期展望をもって担い手への農地集積・集約化の支援に取り組めるよう十分な予算を確保すること。

(3) 条件不利地域における農地整備等の支援強化

農地の面的な集積が難しい中山間地域等、条件不利地域については、必要な農地整備や果樹の改植・新植等、要件緩和を含め条件整備についての支援を強化すること。

(4) 農地情報公開システムを活用した農地の集積・集約化対策の強化

農地情報公開システムと住民基本台帳・固定資産課税台帳の突合作業に取り組むために十分な予算の確保を図るなど、全国農地ナビ「フェーズ2」の本格的運用に向けた必要な支援を強化すること。

また、終期管理しやすい様式の追加など、さらに使いやすいシステムへのバージョンアップを進めること。

2 遊休農地対策の計画的かつ確実な実施に向けた支援強化について

(1) 遊休農地の解消対策の強化

遊休農地再生活用にに向けた十分な予算を確保するとともに、基盤整備や受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや他産業と連携した生産物の高付加価値化と販路の確保等総合的な支援を強化すること。

(2) 遊休農地対策を適正かつ円滑に実施するために必要な方策の提示及び支援の強化

ア 相続による農地所有者が、積極的に登記や登記事項変更の手続きを行えるような環境を整備すること。

①農地の相続登記の促進に必要な普及・啓発活動への支援

②相続登記に係る登録免許税の免除、減免措置についての具体的な検討

③相続登記や遺産分割の手続きが何代も行われていない土地について、登記を円滑に行うための方策の検討

イ 遊休農地所有者を特定するための事務手続きの簡素化の方策を検討すること。

ウ 農業委員会が、遊休農地のうち、担い手に集積すべきと判断した相続人不明・不存在な優良農地については、長期的に保全管理する仕組みを構築するとともに、農業委員会の公告等の手続きを経て、国等が所有権を取得・配分できるような制度的措置を検討すること。

エ 中山間地域における多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を支援する体制整備及び参入後のフォローアップなど総合的な支援を強化すること。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者や農業法人などの人材育成と経営確立に向けて、「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」を継続実施できるよう法定化を検討するとともに、農業次世代人材投資資金の交付年齢を引き上げる等、交付要件を緩和すること。
- (2) 「農家子弟」は、農地や機械・施設などの経営基盤が確立していることから、早期の経営安定と発展が期待できるため、経営発展支援金の更なる拡充を含め、農家子弟への支援の充実を図ること。

4 「活かすべき農地」の維持・確保の推進

- (1) 将来にわたって地域として「活かすべき農地」については、より高度な利用のための基盤整備や末端の水路などの既存ストック施設の維持管理などに万全な支援対策を講じて維持・確保を図ること。
- (2) 「活かすべき農地」の維持・確保にあたり、多面的機能支払交付金事業等は非常に有効であるが、事務処理等の手続きが非常に煩雑であるため、事務処理の簡素化を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域の農地の効率的な利用への配慮や、災害発生や農村景観を損なうなどの懸念にも配慮して進めること。
特に、営農型太陽光発電施設を設置する場合は、農業経営が成り立つこと、周辺農地の土地利用や営農に影響が出ないことなど、適切な判断が可能となる基準を早急に示すこと。

5 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化について

- (1) 農業委員会が行う農地法等に基づく許認可事務、是正指導等を厳正かつ適正に実施するための「農業委員会交付金」及び「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金」の予算を確保すること。
- (2) 「農地利用最適化交付金」については、農地利用最適化の推進に必要な予算を確保するとともに、平坦地域や中山間地域では、農地集積に差が生じやすいため、地域性を考慮した新たな基準を加えるなど改善を図ること。

- (3) 遊休農地の利用意向調査、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援する機構集積支援事業について、必要な予算を確保するとともに、事業が4月1日から執行可能となるよう事務処理の迅速化を図ること。
- (4) 改正法に基づく農業委員会活動の一層の強化を図るため、市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制の強化に向けて、専任職員の十分な配置や資質向上等に向けた支援を強化するとともに、必要な予算を確保すること。

6 担い手・経営対策について

(1) 経営所得安定対策の充実強化

平成30年産以降の米の生産の動向は不透明であり、米価が下落した場合、水田作経営体への直接的な影響だけでなく、水田作経営体に集積・集約化された優良農地への影響が見込まれる。

特に、中山間地域等特定の担い手しか存在しない地域では、農地の担い手が不在になる恐れも懸念されることから、以下の支援の充実・強化を図ること。

ア 平成30年産からの米の生産調整の見直しにあたっては、適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産が進むよう、「水田活用の直接支払交付金」について恒久的に十分な予算の確保を図ること。

イ 現在の「米の直接支払交付金」の財源相当額は農業者の所得に直接つながる予算として措置することをはじめ、需要に応じた水田農業に取り組む農業者の経営の安定・継続が図られるよう十分配慮すること。

(2) 収入保険制度の適切な周知

収入保険制度については、既存制度との重複加入ができないため、わかりやすい資料提供に努めるなど、経営者自らが最適なセーフティネットを選択できるようにすること。

(3) 労働力の確保対策

農業における安定雇用確保の観点から、国家戦略特区制度による外国人就労の解禁について、早期に全国展開を図ること。

(4) 農業者年金制度・運用の改善

若い農業者の保険料限度額の引き下げ特例や政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など、農業者年金への更なる加入推進を図るため、制度・運用の改善を図ること。

(5) 女性農業経営者への支援

女性農業者の能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結の推進や女性が活躍する農業法人への支援など、女性が経営者として活躍できる対策を講じること。

7 活力ある地域振興に向けた対策の強化について

(1) 高齢化が進む農村の実態を踏まえた農村活性化対策の推進

中山間地域は、都市地域に比べ、高齢化と人口減少が進んでいる中であって、農村社会全体で農村資源を管理し、多面的機能を維持していることから、大規模経営体の育成に加え、高齢者、定年帰農者、新規就農者など多様な人材が共存し元気で生き生きとして、地域の特色を活かした生産・販売が続けられる農業振興対策や農村定住対策など農村活性化対策を講ずること。

(2) 鳥獣被害対策の強化

中山間地域などにおいて、野生鳥獣による農業被害が深刻化・広域化しているため、侵入防止柵の設置や情報通信技術等を活用した最新技術導入の支援を長期的に講ずるとともに、捕獲等の担い手の確保・技能向上に向けた支援やジビエの普及など捕獲後の対策を強化するなど万全の対策を早急に講ずること。

(3) 農業・農村における6次産業化の推進

6次産業化の推進にあたっては、農業者が主体的に多様な業種と連携し農業所得の確保や雇用機会の創出・拡大を図っていく取組みを強化すること。

また、地域活性化に重要な役割を果たしている、女性の能力が積極的に発揮されるよう支援体制の強化を図ること。

8 食育の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進について

(1) 地産地消・食育のさらなる推進

地域の農村資源を生かし、食と農の結びつきを通じて、豊かな食生活の実現を図るため、学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育への支援や地域内での地場産農産物の流通拡大を通じ、食育活動や地産地消の取組みを支援強化すること。

(2) 食の安全対策と輸入農産物等の検疫の強化

農産物等の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品、遺伝子組換え食品、鳥インフルエンザや口蹄疫などの海外の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫等についての検査・検疫体制を強化し、食の安全性の確保や農業者の経営安定に万全を期すこと。

(3) 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

国産農産物の輸出拡大に向けて、産地と流通、販売分野がマーケットインの生産・販売を促進するための支援体制強化や、原発事故以降、科学的な根拠なく日本の農産物の輸入を禁止している国・地域に対して早期の解除と信頼回復に全力を挙げて取り組むこと。

特に、国産農産物の輸出にあたり、日本で登録されている農薬が相手国でも認められるよう国外での登録農薬の促進に努めること。

また、地理的表示保護制度を活用した知的財産保護の強化や育成者権を侵害した農産物の流入防止対策を強化すること。

9 日本とEUとの経済連携協定交渉等について

(1) 日本とEUとの経済連携協定交渉における国境措置の確保と情報の開示

日本とEUとの経済連携協定交渉において、我が国農産物の重要品目の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保するとともに、交渉の進捗状況等について情報を可能な限り開示すること。

(2) 農業・農村を守る万全な国内対策の実施

日本とEUとの経済連携協定の大枠合意は、国内農業に与える影響が大きく、さらに現在発効している日豪経済連携協定や今後の日米経済対話等の国際貿易交渉にも波及する懸念があるため、他の国際貿易交渉との関連も含めて、今後とも国内農業の再生産が可能となる生産基盤の維持・強化に向けた万全な国内対策を講ずること。

大 会 宣 言 (案)

本県の農業・農村は、農業者の高齢化と担い手不足など多くの課題を抱えている中で、農業の成長産業化を進めるとともに、地域の人と農地に関するマスタープランである「人・農地プラン」の推進と地域の将来を担う担い手の育成を軸に据えた政策が進められています。

こうした状況の中、農業委員会は、地域の代表として農地制度の適正な執行に加え、待ったなしとなっている担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消等、必須業務である農地利用の最適化に向け、組織をあげて取組みを強化し、目に見える成果を上げていくことが求められています。

このため、農業委員会では「農地利用の最適化」を推進するための行動計画としての「指針」を策定し、これに沿った積極的な取組みが期待されています。

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業・農村の再生・強化を目指して、農地利用の最適化を図るため、本日ここに第2回長野県農業委員会大会を開催し、「農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議」を行うとともに、「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」を確認いたしました。

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員1, 500名は、共に新たな役割を認識し、互いに連携しあい、組織の総力を結集して農地利用の最適化に向け、農業者等の農地利用の意向把握に努め、農地中間管理機構との連携を進めるとともに、人と農地の効率的利用に向けて着実な活動を積み上げることにより、地域の農地を守り、活かす農業委員会の役割を発揮して、地域農業の振興に尽くすことをここに宣言します。

平成29年11月7日

第2回長野県農業委員会大会

大会スローガン(案)

○農家訪問による農家の農地利用の意向把握に取組もう

○農地中間管理機構と連携した利用調整活動に取組もう

○農業者年金の加入推進活動を強化しよう

○全国農業新聞・図書を活用した情報活動を強化しよう

平成 29 年度農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針 (案)

長野県

ＪＡ長野中央会

(一社) 長野県農業会議

長野県農地中間管理機構

長野県土地改良事業団体連合会

【基本方針】

長野県農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、農畜産物の総合供給基地の役割を果たすとともに、地域の基幹産業として貢献してきましたが、農業従事者の高齢化及び担い手の減少により、農業生産力の低下や耕作放棄地の拡大などが懸念されています。

このため、意欲ある新規就農者を安定的に確保するとともに、地域の設計図「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体への農地の集積を進め、企業的な経営感覚と強固な経営基盤を持った農業を実践する経営体が本県農業を担う構造を構築していく必要があります。

また、農業委員会法の改正により、農業委員会の必須業務となった農地利用の最適化の推進は、地域の共通資源である農地を守り、活かす活動であり、この現場活動を行うに当たっては農地中間管理機構との連携が重要です。

このようなことから、長野県、ＪＡ長野中央会、(一社) 長野県農業会議、長野県農地中間管理機構、及び長野県土地改良事業団体連合会のさらなる連携強化を図り、「人・農地プラン」の充実支援と農地中間管理事業の積極的な活用による担い手への農地の集積を加速させていくこととします。

- 1 担い手の更なる所得向上を目指し、担い手への農地の集積を加速させ、生産の効率化、低コスト化等を図ります。
- 2 関係する組織・団体間の意識統一と役割分担の明確化により、関係機関が一体となって、農地中間管理事業の推進を図ります。
- 3 農業振興地域内の農地の集積は、農地中間管理事業の活用を基軸として進めます。
- 4 農地中間管理事業の重点区域においては、「人・農地プラン」の充実等を図る見直し活動を支援し、農地中間管理事業の活用を推進します。
- 5 農地の出し手・受け手情報の掘り起しなどの現場活動の着実な推進により、農地中間管理事業の活用を進めます。

【活動方針に基づく農業委員会の取組】

農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による農地の出し手・受け手を掘り起こすための徹底した現場活動を行うため、次の活動に取組み、農地中間管理事業を活用した、担い手への農地の集積を加速させます。

- 1 農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の話し合いにより、各委員が自分の活動する具体的な内容がわかる「農地利用最適化の推進に関する指針」を作成します。
- 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業の将来像、設計図として市町村が定める「人・農地プラン」を充実させるため、県、市町村の取組みと連携しながら、担当地区での話し合いに積極的に関与します。

特に、農地中間管理事業の重点区域においては、農地利用の最適化に向け、市町村等関係機関との役割のもとで積極的な活動に努めます。

- 3 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、「人・農地プラン」をはじめ、農地中間管理機構の農地借受け希望者、地域の大規模経営体、新規参入者等のリスト活用や農地の利用状況調査等を活用し、戸別訪問の相手を明確化して掘り起こし活動に取り組めます。
- 4 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、戸別訪問等現場活動の記録を残すとともに、農業委員会での情報の共有と併せて、農地中間管理機構への情報提供を進めます。

長野県農業共済組合
平成 29 年 9 月 20 日

長野県における農業経営収入保険制度の普及・推進について

農業経営収入保険制度（以下「収入保険制度」という。）を円滑に導入するため、本県では下記のとおり、推進体制を構築し、農業者に対する制度内容の周知等を行っていくものとしします。

1 関係団体と連携した推進体制の構築

- (1) 県はじめ関係組織を構成機関とした推進体制とし、関係機関連絡会議を開催する。（別紙体制）
- (2) 同推進体制において、収入保険制度の普及・推進、青色申告に関する相談窓口の開設の取組についての方針、役割分担等を協議・決定する。

<制度の普及・推進の方針、役割分担>

制度の普及については、各構成機関における広報手段やあらゆる機会を通じ、農業者に収入保険制度を普及するとともに、収入保険制度の加入対象となる青色申告者の普及拡大を図る。推進の方針（品目別、地域別）については、関係者の意見や実施するアンケート結果等も踏まえ、当会議の中で検討していくものとする。

機関	役割	備考
県庁 農業政策課 農業技術課 園芸畜産課 農村振興課	・ 県地域振興局農政部署への周知（地域段階での推進体制構築の協力依頼） ・ 市町村農政部署への周知（地域段階での推進体制構築の協力依頼） ・ 関係諸会議、各種団体等の諸会議等における制度普及（特に、長野県農業経営者協会、長野県農業士協会等） ・ 各種広報媒体での制度の掲載	
JA 中央会 JA 県営農センター	・ J A 単協への周知（地域段階での推進体制構築の協力依頼） ・ 全農長野との調整 ・ 関係諸会議、各種団体等の諸会議等における制度普及（特に、長野県農業法人協会の会議等における普及） ・ 各種広報媒体での制度の掲載 ・ J A 青色申告会での制度普及	
県農業会議	・ 農業委員会への周知、協力依頼 ・ 関係諸会議、各種団体等の諸会議等における制度普及 ・ 各種広報媒体での制度の掲載	

関東農政局	・収入保険制度の県内での普及推進の取組みの助言 ・関係諸会議等における制度普及 ・各種広報媒体での制度の掲載 ・地域段階での推進体制構築のための行政・JA 等への働きかけ ・推進説明資料作成への協力	
長野税務署	・県内税務署への周知、協力依頼 ・青色申告に関する相談窓口での協力 ・青色申告の説明、普及並びに制度の紹介 ・研修会等の講師	
NOSAI	・関係機関の連携窓口とし、連絡会議の開催 ・普及推進ツール（資料、チラシ、パンフレット）の提供 ・組合の諸会議、上記の関係機関の諸会議等における制度普及 ・上記関係機関が管轄する各農業者団体が開催する会議等での制度普及及び青色申告への働きかけ ・地域段階での推進体制の構築	

<相談窓口の開設の方針、役割分担>

窓口は、組合の事務所に開設し、複数の地域となるよう本所及び地域センター・支所（13 か所）とする。青色申告に関する相談窓口では、税務署と連携し、対応する。

2 収入保険制度の普及・推進

(1) 収入保険制度に関する問合せ窓口の設置

- (ア) 組合の本所及び地域センター・支所（13 か所）に収入保険制度に関する問合せ窓口を設置する（常設）。設置は10月1日からとする。
- (イ) 問合せ窓口では、収入保険制度の加入推進を図るため、収入保険制度の内容、加入申請書の作成方法等に関する農業者等からの問合せに対応する。
- (ウ) 収入保険制度の内容を周知するチラシ、パンフレット、ポスターの作成。チラシ等は、中央（農水省、NOSAI 全国）からデータ提供されしだい作成し、関係団体の協力も得ながら、農業者に配布する。また、関係団体にも配布し、それぞれの窓口にも備え置きする。
- (エ) 窓口の設置については、組合広報紙（9 月下旬～10 月中旬配布予定）、組合HPに掲載、お知らせする。
- (オ) 窓口の設置について、行政・JA の広報媒体への掲載を依頼する。（別紙掲載例文）

機関	内容	備考
各機関	・ 諸機会を利用したチラシ等の配布、ポスターの貼付、 窓口への備え置き	
NOSAI	・ チラシ等の作成、関係機関への配布 ・ 諸機会を利用したチラシ等の配布、ポスターの貼付、 窓口への備え置き	

(2) 収入保険制度への加入意向を有する農業者に対する青色申告に関する相談窓口の開設

- (ア) 組合の本所及び地域センター・支所（13 か所）に青色申告に関する相談窓口を開設する。
- (イ) 相談窓口では、青色申告の方法等の専門的な相談には、別途、税務署に協力いただき農業者からの相談に対応する。
- (ウ) 相談窓口は、11月5日（日）～7日（火）、11月30日（木）～12月2日（土）の各3日間開設し、この期間に税務署への相談予約を受け付ける。受付期間終了後、税務署と連携し、相談対応日を決め、別途、相談者への対応・説明を行う。
- (エ) 窓口の開設については、組合広報紙（9月下旬～10月中旬配布予定）、組合HPに掲載、お知らせする。
- (オ) 窓口の開設について、行政・JAの広報媒体への掲載を依頼する。（別紙掲載例文）

機関	内容	備考
長野税務署	・ 県内税務署への周知、協力依頼（各税務署と組合地域センターとの連携） ・ 管内の相談者への対応（組合との連携）	
NOSAI	・ 窓口の開設と対応、税務署との連携と対応	

（JA青色申告会の場合を利用した方法案）

機関	内容	備考
JA 中央会 JA 県営農センター	・ JA単協への協力依頼 青色申告会の場合での制度普及、青色申告相談等（税務署、NOSAIの参画）	

※農林水産省からはNOSAIに対して、管内全てのJA、農業士会、法人協会及び認定農業者の会がそれぞれ主催する農業者が集まる会議に最低限年1回出席して、当該農業者に対し、収入保険制度の仕組みの説明及び青色申告の働きかけを実施するように求められています。

◇収入保険制度に関する問合せ窓口の設置等に係る広報媒体への掲載例文
(2の(1)の(オ)及び(2)の(オ)関係)

収入保険制度に関する問い合わせ窓口等のお知らせ

NOSA I 長野

長野県農業共済組合では、収入保険制度に関する問い合わせ窓口を設置しています。制度についてご質問がありましたら、お近くのNOSA Iまでお問い合わせください。

また、収入保険制度に加入意向のある方を対象にした、青色申告に関する相談予約窓口を下記(左記)の日程で開設します。専門的なご相談には、後日税務署の職員の方に説明いただきますので、同期間内に予約の申し込みをしてください。

11月5日(日)～11月7日(火)、11月30日(木)～12月2日(土)の午前9時から午後5時まで。相談日時は後日連絡します。

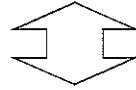
※記事の文言は適宜修正いただいて結構です。

平成29年度農業経営収入保険制度普及・推進事業の実施体制（〇〇地域（案））

全国段階

（公社）全国農業共済協会
管理、各種相談対応

農林水産省



関係団体と連携した
推進体制の構築

農業経営収入保険制度関係機関連絡会議

県段階

県庁（農業政策課・農業技術課・園芸畜産課・農村振興課）
JA中央会 JA県営農センター 農業会議 農業共済組合
オブザーバー：関東農政局地方参事官室 長野税務署

- ・制度の普及推進、相談窓口の開設の方針、役割分担の決定
- ・品目別・地域別の推進方針の決定等

推進体制で決定した制度の普及・推進、
相談窓口の開設の方針及び役割分担に
基づき地域での取組を実施

関係団体と連携した
推進体制の構築

〇〇地域収入保険制度関係機関連絡会議

地域振興局 市町村 JA 農業委員会 農業共済組合地域センター
オブザーバー：関東農政局地方参事官室 管轄税務署

地域段階
（4地域）

<収入保険制度の普及・推進>
（制度に関する問合せ窓口設置）

農業共済組合
地域センター

行政、JA、
農業委員会

連携

- ・収入保険制度に関する問合せ窓口の設置（常設）10月～ ※窓口は組合の各事務所
- ・関係諸会議、各団体等の諸会議における制度普及
- ・各種広報媒体での制度の掲載
- ・収入保険制度に関する説明会の実施（品目ごとの生産部会などの場を活用）

<農業者に対する青色申告に関する
相談窓口の開設>

農業共済組合
地域センター

行政、JA、
農業委員会

税務署

連携

- ・青色申告決算書等から加入申請書を作成する方法や青色申告の方法、関係書類の整理等に関する相談窓口の開設【年2回、各3日間程度】
- ・開設時期は、11月5日～11月7日、11月30日～12月2日
- ・開設場所は組合の各事務所

制度内容の周知
（チラシ等の配布）

問合せ 回答

相談 助言

農 業 者

農業経営収入保険制度関係機関連絡会議 構成機関名簿

県段階

機関	部署	備考
長野県	農業政策課 農業技術課 園芸畜産課 農村振興課	
J A長野県中央会	地域農政部	
J A長野県営農センター	担い手支援グループ	
長野県農業会議	担い手・経営・年金部	
長野県農業共済組合	本所・地域センター	参事、部長、センター長

関東農政局	地方参事官室	オブザーバー
長野税務署	個人課税第一部門	オブザーバー

(事務局)

長野県農業共済組合	総務部企画情報監理課	
-----------	------------	--



農業経営収入保険制度 ○○地域関係機関連絡会議（仮称）構成機関名簿（案）

地域段階

機関	部署	備考
長野県地域振興局	農政課 農業改良普及センター	
J A単協	営農担当部署	
市町村	農政担当部署	
農業委員会		
長野県農業共済組合	地域センター	

関東農政局	地方参事官室	オブザーバー
○○税務署	個人課税第一部門	オブザーバー

(事務局)

長野県農業共済組合	地域センター	
-----------	--------	--

制度に関する問合せ窓口の設置・青色申告の相談窓口の開設について

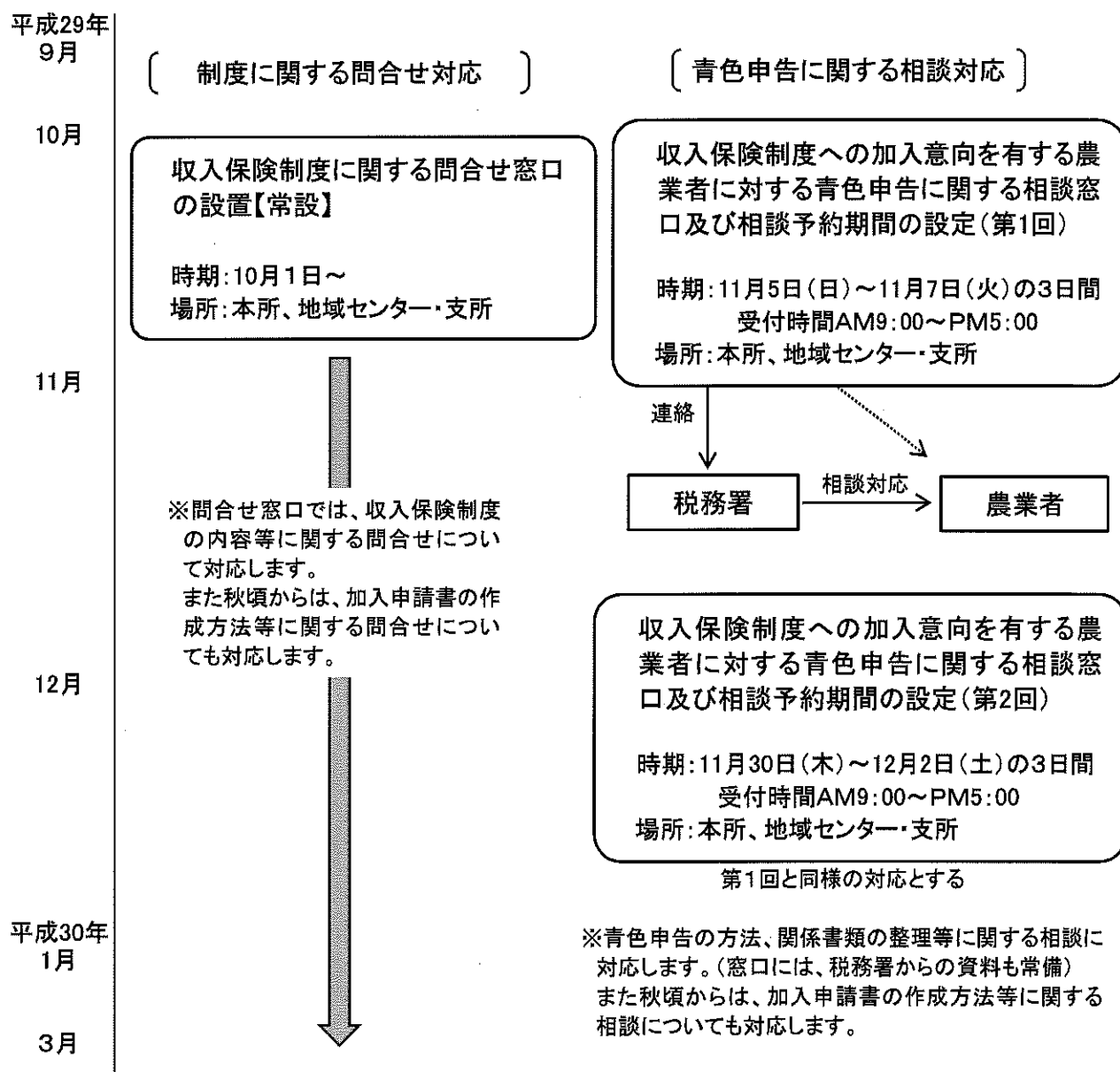
<制度に関する問合せ窓口の設置>

- ・問合せ窓口は、10月1日から組合の本所及び各地域センター・支所に常設する。（県内13か所）
- ・窓口では、担当職員を中心に農業者からの問い合わせに対応する。

<青色申告に関する相談窓口及び税務署職員との相談予約窓口の開設>

- ・相談窓口は、組合の本所及び各地域センター・支所に開設する。
- ・開設時期は、下記のとおり。（受付時間も設定）
- ・窓口での対応内容は、職員による相談対応、税務署職員との相談予約とする。
- ・税務署職員への相談の予約は、来所、電話等により、受け付けする。
- ・受付期間終了後、税務署と連携し、相談対応日を決め、別途、相談者への対応・説明を行う。（人数により、個別対応や全員への説明会とし、会場は組合等を設定。）

※窓口開設については、組合広報紙第2号（9/25発行予定）、組合HPに掲載する。



農業者年金加入推進ニュース

(一社)長野県農業会議

平成29年10月15日【No103】

進捗状況(2ヵ年強化運動)

長野県目標 **311**人に対して **225**名(達成率 **72.3**%)

多くの市町村で加入推進月間が始まってきます。

一年の収支が見えてくる時期になり、来年の税金を気にする農家の方へ、「農業者年金が節税対策の決め手」になる事をご紹介します。

又、地域によっては秋のイベントが開催されます。農業者が集まる機会ですので、チラシ・パンフレットの配布など農業委員会・JAが連携して広報活動・推進をお願いいたします。

平成29年10月 新規加入者実績

(単位:人)

市町村名	20~39才	40~59才	合計
飯田市	0	1	1
小諸市	0	1	1
川上村	1	0	1
合計	1	2	3

現況届 未提出の方へ提出依頼を！

「提出忘れ」により、年金が差し止めにならないよう、受給者の方へのご確認を引き続きお願いいたします。

※農業委員・農業者を対象に年金研修会を開く場合は、農業会議職員の派遣などお気軽にお声かけください。

TEL 026-234-6871 FAX 026-235-2454

農業者年金「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動における市町村別加入実績(平成28年～29年度)

平成29年9月

長野県農業会議

市町村名	20～39歳						40～59歳						合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基幹的 農業従事者数 (2015年 センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ①	H28 年加入 数②	H29 年加入 数③	要加入 者数 ①-(② +③)	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ④	H28 年加入 数⑤	H29 年加入 数⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2カ年加入 目標 ⑦	H28・29 年加入 者数 ⑧	要加入 者数 ⑧- ⑦-⑧	目標 達成 率(%) ⑩=⑧ /⑦	20～ 39歳	40～ 59歳	総数
小諸市	71	12	3		1	2	194	23	2	2	1	△ 1	5	4	1	80.0		○	
佐久市	127	11	14	2		12	316	31	4		1	3	18	3	15	16.7			
小海町	22	10	1			1	69	18	1	1		0	2	1	1	50.0		○	
川上村	222	38	9	5	1	3	545	123	7	1		6	16	7	9	43.8			
南牧村	124	31	5	1		4	273	78	3		1	2	8	2	6	25.0			
南相木村	11	1	1			1	31	4	0			0	1	0	1	0.0			
北相木村	1	0	0			0	16	5	1			1	1	0	1	0.0			
佐久穂町	46	2	7			7	86	13	1			1	8	0	8	0.0			
軽井沢町	7	3	0	3	1	△ 4	39	13	1	2		△ 1	1	6	△ 5	600.0	○	○	○
御代田町	39	10	2	1		1	122	14	1	1		0	3	2	1	66.7		○	
立科町	17	1	2	3		△ 1	98	19	1			1	3	3	0	100.0	○		○
佐久支部	687	119	44	15	3	26	1789	341	22	7	3	12	66	28	38	42.4			
上田市	97	36	4	5	1	△ 2	302	61	4	2	1	1	8	9	△ 1	112.5	○		○
東御市	52	14	2		2	0	175	9	2			2	4	2	2	50.0	○		
青木村	3	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
長和町	14	1	2			2	24	2	0			0	2	0	2	0.0			
上小支部	166	52	8	5	3	0	520	78	7	2	1	4	15	11	4	73.3			
岡谷市	0	0	0			0	24	5	1	1		0	1	1	0	100.0		○	○
諏訪市	18	3	1	2		△ 1	72	13	1		1	0	2	3	△ 1	150.0	○	○	○
茅野市	40	2	6			6	172	14	3	1	2	0	9	3	6	33.3		○	
下諏訪町	1	0	0			0	1	2	1			1	1	0	1	0.0			
富士見町	31	4	2	1		1	93	17	1			1	3	1	2	33.3			
原村	45	2	7	1		6	189	19	2	1		1	9	2	7	22.2			
諏訪支部	135	11	16	4	0	12	551	70	9	3	3	3	25	10	15	40.0			
伊那市	61	14	2	1	3	△ 2	170	40	2		2	0	4	6	△ 2	150.0	○	○	○
駒ヶ根市	24	5	1			1	74	12	2	2		0	3	2	1	66.7		○	
辰野町	5	1	0			0	16	4	1			1	1	0	1	0.0			
箕輪町	14	7	1			1	61	13	1		1	0	2	1	1	50.0		○	
飯島町	17	7	1	1		0	72	7	1		1	0	2	2	0	100.0	○	○	○
南箕輪村	12	5	0	2	1	△ 3	51	6	1	1		0	1	4	△ 3	400.0	○	○	○
中川村	18	2	2	4		△ 2	44	0	0	7		△ 7	2	11	△ 9	550.0	○	○	○
宮田村	5	2	0			0	25	7	1			1	1	0	1	0.0			
上伊那支部	156	43	7	8	4	-5	513	89	9	10	4	-5	16	26	△ 10	162.5			
飯田市	137	49	5	3	3	△ 1	513	113	5	10	5	△ 10	10	21	△ 11	210.0	○	○	○
松川町	50	9	2	1		1	265	35	4	1		3	6	2	4	33.3			
高森町	36	9	1	2	1	△ 2	160	25	2	2	1	△ 1	3	6	△ 3	200.0	○	○	○
阿南町	5	1	0			0	28	3	1			1	1	0	1	0.0			
阿智村	11	0	2			2	47	5	0			0	2	0	2	0.0			
平谷村	1	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
根羽村	1	0	0			0	7	0	1			1	1	0	1	0.0			
下條村	9	1	1			1	69	9	1			1	2	0	2	0.0			
売木村	0	0	0			0	8	1	1			1	1	0	1	0.0			
天龍村	0	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
泰阜村	0	0	0			0	14	0	1			1	1	0	1	0.0			
喬木村	7	0	1			1	62	6	1	3		△ 2	2	3	△ 1	150.0		○	○
豊丘村	22	5	1	1		0	87	7	1	1		0	2	2	0	100.0	○	○	○
大鹿村	5	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
下伊那支部	284	74	14	7	4	3	1272	204	20	17	6	-3	34	34	0	100.0			

市町村名	20~39歳						40~59歳						合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015年 センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ①	H28 年加入 数②	H29 年加入 数③	要加入 者数 ①-(② +③)	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ④	H28 年加入 数⑤	H29 年加入 数⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2カ年加入 目標 ⑦	H28・29 年加入 者数 ⑧	要加入 者数 ⑧-⑦	目標 達成 率(%) ⑩=⑧/ ⑦	20~ 39歳	40~ 59歳	総数
上松町	4	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
南木曽町	2	0	0			0	5	0	1			1	1	0	1	0.0			
木祖村	7	0	1			1	18	10	0	1	1	△ 2	1	2	△ 1	200.0		○	○
王滝村	0	0	0			0	2	1	1			1	1	0	1	0.0			
大桑村	1	0	0			0	7	1	1			1	1	0	1	0.0			
木曽町	7	0	1			1	31	1	0			0	1	0	1	0.0			
木曽支部	21	0	3	0	0	3	71	13	3	1	1	1	6	2	4	33.3			
松本市	225	52	9	6	1	2	846	129	8	9		△ 1	17	16	1	94.1		○	
塩尻市	76	14	3	1		2	312	52	3	5		△ 2	6	6	0	100.0		○	○
安曇野市	111	12	10	4	1	5	403	33	4	6	1	△ 3	14	12	2	85.7		○	
麻績村	2	0	0			0	19	1	1			1	1	0	1	0.0			
生坂村	3	0	1			1	21	5	0			0	1	0	1	0.0			
山形村	50	5	5		3	2	152	27	2	2	1	△ 1	7	6	1	85.7		○	
朝日村	29	18	1	3		△ 2	98	49	1			1	2	3	△ 1	150.0	○		○
筑北村	9	2	0			0	29	7	1			1	1	0	1	0.0			
松本支部	505	103	29	14	5	10	1880	303	20	22	2	-4	49	43	6	87.8			
大町市	19	7	1			1	112	9	1			1	2	0	2	0.0			
池田町	10	3	0		1	△ 1	25	2	1		1	0	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
松川村	20	9	1	2		△ 1	58	9	1			1	2	2	0	100.0	○		○
白馬村	1	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
小谷村	1	2	0			0	9	1	1			1	1	0	1	0.0			
北安曇支部	51	22	2	2	1	-1	223	27	5	0	1	4	7	4	3	57.1			
長野市	164	18	15	2	2	11	774	52	9	1	1	7	24	6	18	25.0			
須坂市	74	10	5	4	1	0	348	25	3	4		△ 1	8	9	△ 1	112.5	○	○	○
千曲市	27	5	1	2		△ 1	131	14	1	3		△ 2	2	5	△ 3	250.0	○	○	○
坂城町	10	1	1	1		0	45	2	0	1		△ 1	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
小布施町	38	0	8	1	1	6	204	19	3	3		0	11	5	6	45.5		○	
高山村	15	4	1			1	92	3	2	1		1	3	1	2	33.3			
信濃町	14	2	1			1	47	5	0	1		△ 1	1	1	0	100.0		○	○
小川村	1	1	0	1		△ 1	10	1	1			1	1	1	0	100.0	○		○
飯綱町	41	3	5	3	4	△ 2	151	10	2		2	0	7	9	△ 2	128.6	○	○	○
長野支部	384	44	37	14	8	15	1802	131	21	14	3	4	58	39	19	67.2			
中野市	178	25	11	6	3	2	750	83	10	6	1	3	21	16	5	76.2			
飯山市	53	11	2		1	1	192	36	2	3		△ 1	4	4	0	100.0		○	○
山ノ内町	80	54	3	3	1	△ 1	308	131	3	2	1	0	6	7	△ 1	116.7	○	○	○
木島平村	17	6	1	1		0	61	10	1			1	2	1	1	50.0	○		
野沢温泉村	4	2	0			0	24	2	1			1	1	0	1	0.0			
栄村	4	1	0			0	17	5	1			1	1	0	1	0.0			
北信支部	336	99	17	10	5	2	1352	267	18	11	2	5	35	28	7	80.0			
合計	2,725	567	177	79	33	65	9,973	1,523	134	87	26	21	311	225	86	72.3	22	31	26